



～紙おむつの宅配で子育て家庭を応援します～

とわだ子育て応援ギフト事業のご案内

0歳児の子育て家庭の育児や経済的な負担を軽減するため、紙おむつをお届けします。

対象

- ・令和8年4月1日以降に生まれ、市に住民登録されている乳児を養育している保護者
- ・令和8年1月1日～3月31日に生まれ、令和7年度中に3回目までの配送が終了していない乳児を養育している保護者

内容

生後1か月から4か月未満の乳児に、各月1回当たり4パック（約1か月分）の紙おむつを宅配します。

手続きの流れ

申請

ご出産後
すこやかこども家庭センター窓口へ「利用申請書兼同意書」を提出します。

お届け

市が委託する事業者から配達日時を連絡の上、3種類のメーカーから希望の紙おむつを3回自宅にお届けします。



| | | | |
|-----|---------|---------------|------|
| 1回目 | 生後1か月の頃 | 紙おむつ同メーカー・サイズ | 4パック |
| 2回目 | 生後2か月の頃 | 紙おむつ同メーカー・サイズ | 4パック |
| 3回目 | 生後3か月の頃 | 紙おむつ同メーカー・サイズ | 4パック |

無料

【注意事項】

- ・紙おむつの配達は十和田市から委託を受けた事業者「株式会社 相坂屋」が行います。
- ・配達時間は10:00～18:00（配達時間指定不可）で、事前に配達日時の確認のため「0176-23-2255」より電話連絡いたします。不在着信で折り返す場合は「とわだ子育て応援ギフト事業の申請をしている」ことを担当者に伝えてください。
- ・配達時に不在または交通事情による遅延の場合は、配達員より連絡する場合があります。
- ・紙おむつは原則配達員と対面し、お受け取りください。



申請内容に変更が生じた場合

【お届け商品の変更、転出、転居した場合等】

次回のお届け商品のメーカーやサイズを変更する場合や転出、転居前には必ず次回配送前までにすこやかこども家庭センターへ「とわだ子育て応援ギフト事業変更届」を提出してください。変更届の提出がなくても市が転出（市外）を確認した場合は、支給停止となります。

※変更は2回までとなります。

事業に関するお問合せ先

十和田市すこやかこども家庭センター

（市保健センター内）

☎ 0176-51-6792

受付時間

平日8:30～17:15（土日祝日、12/29～1/3除く）

配達に関するお問合せ先

十和田市委託事業者

株式会社 相坂屋

☎ 0176-23-2255

受付時間

10:00～18:30（定休日：毎週火曜日）

< 申請時に希望した紙おむつ（保護者チェック用） >

- 1回目（生後1か月） パンパース・メリーズ・ムーニー / テープ・パンツ / S・M・L
- 2回目（生後2か月） パンパース・メリーズ・ムーニー / テープ・パンツ / S・M・L
- 3回目（生後3か月） パンパース・メリーズ・ムーニー / テープ・パンツ / S・M・L